

10 交通機関などの割引・自動車等

障害者（児）が外出する際に役立つ交通手段や、公共交通機関の料金割引に関するご案内です。

10-1 心身障害者福祉タクシー（福祉タクシー利用券）

《 事業内容 》

外出の利便を図るため、タクシーへ乗車した場合に利用できる「福祉タクシー利用券」を、月4,000円分交付します。ただし、心身障害者自動車燃料費助成（10-2をご覧ください）受給者は除きます。

《 対象 》 次の①又は②に該当する方

- ①身体障害者手帳 下肢・体幹・移動機能障害又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害を有する1～3級
視覚障害を有する1、2級、平衡機能障害を有する3級

- ②愛の手帳1、2度

《 使用方法 》

- ・ご乗車の際、身体障害者手帳か愛の手帳を乗務員（運転手）に提示し、割引制度（1割引）を受けた上でご使用ください（10-5をご覧ください）
- ・この券はおつりが出ませんのでご注意ください。
- ・乗り込み可能な地域は、東京23区内及び三鷹市武蔵野市地区です。
- ・利用できるタクシー会社に制限があるため、利用の可否を乗車時に乗務員にご確認ください。

《 申請 》 身体障害者手帳又は愛の手帳を持って、障害者福祉課窓口で事前にご申請ください。

◆問合せ先 障害者福祉課 相談係

TEL（5273）4518 FAX（3209）3441

10-2 心身障害者自動車燃料費助成

《 事業内容 》

重度障害の方が日常生活に使用する自動車（軽四輪車も含む）の運行に必要な燃料費を、月3,510円を基準に助成します。ただし、心身障害者福祉タクシー（10-1をご覧ください）利用者は除きます。

《 対象 》 次の①又は②に該当する方で、かつ③に該当する方

- ①身体障害者手帳 下肢・体幹・移動機能障害又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害を有する1～3級
視覚障害を有する1、2級、平衡機能障害を有する3級

- ②愛の手帳1、2度

- ③自動車税又は軽自動車税（4輪のみ）の減免を受けている方

（①に該当する障害者と同一生計の方が減免を受けている場合を含む）

《 申請 》

- 1 次の①～③を持って、障害者福祉課窓口で事前にご申請ください。

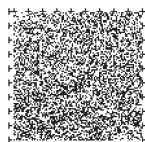
- ①身体障害者手帳又は愛の手帳（別冊含む）

- ②自動車税種別割の減免（11-4）・軽自動車税種別割（11-5）の減免を受けていることがわかるもの ③本人の銀行等の口座が確認できるもの

- 2 自動車燃料費助成の登録認定を受けた方は、燃料費を購入した領収書を添えて、3ヶ月ごとに助成金の交付申請を行ってください。助成は口座振込みで行います。

◆問合せ先 障害者福祉課 相談係

TEL（5273）4518 FAX（3209）3441



10-3 心身障害者リフト付きタクシー（車いす利用券・ストレッチャー利用券）

《 事業内容 》

外出の利便を図るため、リフト付きタクシーに乗車した場合に利用できる、車いす利用券、ストレッチャー利用券を交付します。

(1) 車いす利用の方

「車いす利用券」で予約料・迎車料が無料になります。その他別途料金（介助料等）は対象外です。

(2) ストレッチャー利用の方

「ストレッチャー利用券」で予約料・迎車料・ストレッチャー利用料が無料になります。

その他別途料金（介助料等）は対象外です。

1 か月につき各 2 枚の割合で選択により交付します。ご希望により併給もできます。運賃の支払いには、福祉タクシー利用券が使えます。心身障害者自動車燃料費助成受給者の方も対象となります。なお、利用に際しては、区が契約した会社への予約が必要です。

乗り込み可能な地域は、東京 23 区内及び三鷹市武蔵野市地区です。

《 対象 》 次の①及び②に該当する方

①移動に車いすやストレッチャーを利用している方

②身体障害者手帳

肢体不自由（下肢・体幹・移動機能障害）、内部機能障害 1～3 級、平衡機能障害 3 級

※視覚障害 1、2 級の方は対象外です。

《 申請 》

身体障害者手帳を持って、障害者福祉課窓口で事前にご申請ください。

◆問合せ先 障害者福祉課 相談係

TEL (5 2 7 3) 4 5 1 8 FAX (3 2 0 9) 3 4 4 1

10-4 リフト付きタクシーの運行

《 事業内容 》

歩行が困難なため車いす等を利用している身体に障害のある方に、日常生活上の利便及び生活圏の拡大を図るため、リフト付きタクシーを運行しています。車いす 2 台又はストレッチャー（簡易ベッド）が乗車できるタクシー 2 台をタクシー会社に運行委託し、日曜休日も含め、24 時間運行しています。

《 対象 》

歩行が困難なため、車いす等を利用している方

《 利用料金 》

距離に応じた料金で利用できます。予約料・配車料は不要です。

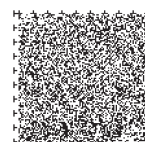
福祉タクシー利用券（10-1 をご覧ください）も使えます。

《 利用方法 》

利用希望日の 2 週間前から予約を受け付けます。午前 9 時から午後 6 時 30 分までの間で下記契約法人に直接電話してください。

◆申し込み先

（令和 7 年度契約法人） 特定非営利活動法人東京ケアサポート TEL (3 9 1 4) 6 2 7 4



10-5 タクシー運賃の割引

《 制度内容 》

障害者がタクシーを利用する場合、運賃が割引になります。

割引率：メーター表示額の10%（10円未満の端数は切り捨て）

《 対象 》

身体障害者手帳・愛の手帳所持者（全国的に実施）

精神障害者保健福祉手帳（全国的には実施されていません。都内においても一部未実施のタクシー事業者があります。乗車の際にお尋ねください。）

《 利用方法 》

タクシー乗車の際に手帳に貼付された写真を提示してください。

◆問合せ先 一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会

TEL（3264）8080 FAX（3221）7665

10-6 鉄道旅客運賃の割引

《 割引内容 》

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が対象です。お持ちの手帳の『旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第〇種』の欄をご覧ください。

鉄道種別	割 引 内 容			
ＪＲ	区 分	割引対象	割引率	割引取扱区間
	第１種・第２種の方で、 単独で割引を利用する場合	普通乗車券	５０％	ＪＲ・連絡社線及び航路の片道 １００ｋｍを超える区間
	第１種の方で、介護人付き添 いで割引を利用する場合 （介護人も同じ割引率です）	普通乗車券 定期乗車券 回数券乗車券 急 行 券		全 線
	１２歳未満の第２種の方が 介護人付き添いで割引を利用 する場合	介護人（１人） の定期乗車券		
ＪＲ以外の 民営鉄道	各鉄道会社にお問合せ下さい。			

※特別急行券、グリーン車料金の割引はありません。

また、12歳未満の心身障害児については、小児料金の50%引きになります。

ただし、小児定期券に対しては、旅客運賃の割引はされません。

《 利用方法 》

手帳を販売窓口で提示し、乗車券等を購入してください。

自動券売機で乗車券等を購入する場合は、所要区間の小児（半額）乗車券を購入し、乗降改札の際に、乗車券と併せて手帳を提示してください。

《 えきねっとの利用について 》

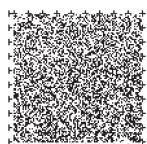
マイナポータルと連携することで、窓口に行かずにウェブ（えきねっと）でJR東日本の障害者割引乗車券と特急券の購入ができます。新幹線の車いす対応座席の購入もできます。

◆問合せ先 J Rは、J Rの各駅もしくは、JR東日本お問合せセンター

TEL（050）2016-1600

えきねっとは、<https://www.eki-net.com>

他の鉄道は、各鉄道会社の各駅



10-7 都営交通無料乗車券

- (1) 新宿区に住所を有する発行対象者のうち希望する方に対し、東京さくらトラム（都電荒川線）、都営バス、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーが無料で乗車できる都営交通無料乗車券（磁気式）を発行します。なおシルバーパス、又は精神障害者都営交通乗車証をお持ちの方は除きます。

手続に必要なもの	申請窓口
①身体障害者手帳（別冊含む。） ②愛の手帳（療育手帳）（別冊含む。） ③戦傷病者手帳 ④被爆者健康手帳と次のいずれか（※）の書類 （※）厚生労働大臣（厚生大臣）の認定書、医療特別手当証書、特別手当証書又は健康管理手当証書	左記①～④のいずれかをご用意の上、 障害者福祉課 で事前にご申請ください。磁気式の都営交通無料乗車券を発行します。 更新手続は、都営交通無料乗車券の通用期限の月の1日から行えます。その際は、左記①～④のいずれかと現在お持ちの都営交通無料乗車券をご用意ください。
◆問合せ先 障害者福祉課 相談係 TEL（5273）4518 FAX（3209）3441	

- (2) 上記で発行した通用期限内の磁気式の都営交通無料乗車券を **ICカード式（PASMO）** に変更することができます。障がい者用 PASMO に変更することもできます。（手引 P66 をご覧ください。）変更した場合、通用期限内に磁気式の都営交通無料乗車券に戻すことはできません。

手続に必要なもの	申請窓口
・通用期限内の磁気式の都営交通無料乗車券、大人用記名 PASMO ※PASMO をお持ちでない方は、デビット（預かり金）として 500 円必要です。 ※無記名 PASMO の場合、記名 PASMO に変更する必要があります。 ※小児用 PASMO、モバイル PASMO Apple Pay の PASMO、定期券又は企画券情報が付加されている PASMO 及び、クレジットカード会社等が発行する一体型 PASMO は利用できません。	都営地下鉄又は、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所 です。 なお、一部の定期券発売所ではお取り扱いしておりません。 更新手続は、都営交通無料乗車券の通用期限の月の1日から行えます。障害者福祉課では IC カード式（PASMO）の都営交通無料乗車券の発行及び更新はできません。 ・通用期限 3 年の券（A 券）の場合 （1）の①～④のいずれかと現在お持ちの IC カード式（PASMO）都営交通無料乗車券をご用意いただき、上記定期券発売所へ申請ください。
◆問合せ先 都営交通お客様センター （年中無休 午前 9 時～午後 8 時） TEL（3816）5700 FAX（3812）7640	

10-8 JRE おでかけサポート

《 内容 》

JR 東日本の管内列車に乗降するときの介助をウェブで事前申し込みできます。サービス導入線区において、出発の 2 日前の午前 12 時までは駅に行かずウェブから申し込みできます。

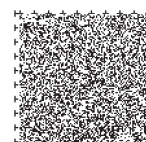
《 利用可能線区 》

JR 東日本管内の新幹線全線区、京葉線（東京～蘇我）、南武線（川崎～立川）

《 利用方法 》

JR 東日本ホームページからお申し込みいただけます。

<https://www.jreast.co.jp/equipment/jredeakesupport/>



10-9 精神障害者都営交通乗車証

都内在住で有効期限内の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方には、都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーが無料で乗車できる都営交通乗車証を発行します。なお、シルバーパスや他の無料乗車券をお持ちの方は除きます。

手続きに必要なもの	申請窓口
・有効期限内の精神障害者保健福祉手帳（別冊含む） ※都外発行の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、都内住所の確認できるもの（運転免許証や資格確認書等）も必要です。	・ＩＣカード式（PASMO）及び磁気式 …都営地下鉄又は日暮里・舎人ライナーの定期券発売所 ・紙券…都電又は都バスの定期券発売所 なお、一部の定期券販売所ではお取り扱いしておりません。 更新手続きは、乗車証の有効期限の１３日前から行えます。その際は、左記のものと現在お持ちの都営交通乗車証をご用意ください。 ※障害者福祉課では発行、更新手続きはできません
◆問合せ先 東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 生活支援担当 TEL（５３２０）４４６４	

10-10 障がい者用 IC カード（PASMO・Suica）

障害者本人とその介護者が同時かつ同一行程で鉄道及びバスに乗車される場合に、自動改札機又はバス料金機にて割引運賃を自動精算してご利用いただけます。

原則として、本人用・介護者用を別々又は単独でご利用いただくことはできません。

《 対象 》

身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）又は精神障害者保健福祉手帳（それぞれ第１種に限る。）を所持している大人の方とその介護者１名。介護者用については、小児の方も利用可能です。（ただし、小児の方が利用した場合、大人運賃の半額となります。）お持ちの手帳の『旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第〇種』の欄をご覧ください。

《 申請 》

身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）又は精神障害者保健福祉手帳を持参のうえ、下記の申請窓口でご申請ください。本人用と介護者用を２枚１組として同時に購入いただきます。どちらか一方のみの購入はできません。

《 申請窓口 》

PASMO PASMO 取扱鉄道事業者の窓口

Suica JR東日本のSuicaエリア内のみどりの窓口及び話せる指定席券売機
（オペレーターによる対応）

りんかい Suica りんかい線の定期券販売窓口

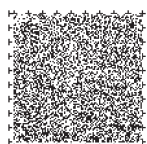
割引運賃の適用や利用方法については、各交通事業者によって異なる場合がありますので、詳細については各交通事業者にお問合せください。

◆問合せ先

障がい者用 PASMO について 各交通事業者にお問合せください。

障がい者用 Suica について JR東日本お問合せセンター

TEL（０５０）２０１６－１６００



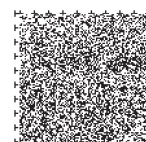
10 - 11 都営交通の割引

	対象	割引率	利用方法
都営バス	次の手帳所持者とその介護者 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳（療育手帳） ・精神障害者保健福祉手帳	普通運賃 50%割引 定期券 30%割引 ※豊洲01系統指定定期券は除きます。	乗車時（多摩地域では降車時）に手帳等を提示。定期券については購入時に手帳等を提示。
都営地下鉄	次の手帳所持者とその介護者 ①第1種身体障害者手帳 ②他道府県の第1種療育手帳 ③愛の手帳 ④第1種精神障害者保健福祉手帳 ※①②④の単独利用は適用外	普通乗車券 } 回数券 } 50%割引 定期券 } ※小児定期券の割引適用はありません。	普通乗車券は改札口にて係員に手帳等を提示。手帳等を確認の上、割引乗車券を発売。都営地下鉄線のみ利用には、自動券売機で小児券を購入し、有人改札口で手帳等の提示による利用も可。回数券・定期券は、定期券発売所で購入時に手帳等を提示。
	次の手帳所持者（12歳未満）の介護者 ・第2種身体障害者手帳 ・他道府県の第2種療育手帳 ・第2種精神障害者保健福祉手帳	介護者に割引定期券を50%割引で発売します。 ※小児定期券の割引適用はありません。	定期券発売所で購入時に手帳等を提示。
都電荒川線	次の手帳所持者とその介護者 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳（療育手帳） ・精神障害者保健福祉手帳	普通運賃 } 定期券 } 50%割引 ※小児定期券の割引適用はありません。 ※障害者本人が12歳未満の場合、介護者に対し割引定期券を発売します。	普通運賃は乗車時に手帳等を提示。定期券については購入時に手帳等を提示。
日暮里・舎人ライナー	次の手帳所持者とその介護者 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳（療育手帳） ・精神障害者保健福祉手帳	普通券 } 回数券 } 50%割引 定期券 } ※小児定期券の割引適用はありません。 ※障害者本人が12歳未満の場合、介護者に対し割引定期券を発売します。	普通乗車券は、自動券売機の割引乗車券ボタンを押し、係員に手帳等と一緒に提示。回数券・定期券は定期券発売所（回数券は日暮里駅定期券発売所のみ）で購入時に手帳等を提示。

10

交通機関等割引

◆問合せ先 都営交通お客様センター（年中無休 午前9時～午後8時）
TEL（3816）5700 FAX（3812）7640



10-12 民営バス運賃の割引

対 象	内 容
次の①～③の手帳所持者 ①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③精神障害者保健福祉手帳(東京都発行・写真付き)	乗車時に手帳を提示することで、普通乗車券が50%割引になります。 定期券購入時に「定期券割引購入申込書」を提出することで30%割引になります。
次の①②の手帳所持者の介護者の方 ①第1種の身体障害者手帳 ②愛の手帳	乗車時に「心身障害者民営バス乗車割引証(介護人付き)」を提示することで普通乗車券が50%割引になります。
・定期券割引購入申込書、心身障害者民営バス乗車割引証(介護人付き)は、対象となる障害者手帳(別冊含む)をご持参のうえ、下記窓口でご申請ください。 ・バス会社によってシルバーパスとの併用ができない場合があります。 ・割引の内容、割引適用の有無等詳細については、各バス会社へお問合せください。 ◆申請先 障害者福祉課 相談係 TEL (5 2 7 3) 4 5 1 8 FAX (3 2 0 9) 3 4 4 1	

10-13 航空・フェリー旅客運賃の割引

《割引内容》

障害者や介護者が航空機やフェリーを利用する場合、料金が割引になります。利用方法・割引率については会社によって異なりますので、詳細については各社にお問合せください。

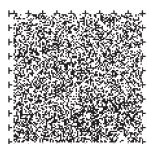
◆問合せ先 各航空会社営業所・各フェリー会社営業所・指定代理店

10-14 自転車等駐輪場の料金の免除

《免除内容》

区内の下記事業者が運営する駐輪場については、免除制度があります。詳細についてはお問合せください。

◆問合せ先 明治通りの東側：サイカパーキング株式会社コールセンター
TEL 0120(991)674
明治通りの西側：NCD 株式会社駐輪場サポートセンター
TEL 定期利用 03(4213)8016 (管理番号4000)
時間利用 0120(3566)21



10-15 有料道路料金の割引

《割引内容及び利用方法》

対象者が有料道路を通行する場合、通行料金の半額が割引になります。有料道路割引登録シールが貼られた手帳のページを開いて、料金所係員に提示して下さい。

E T Cご利用者については、事前に登録されたE T Cカード・E T C車載器・登録車両でE T Cレーンを実線走行（ノンストップ走行）して下さい（E T Cレーンの閉鎖等によりE T C無線走行できなかった場合は、料金所で係員にE T Cカードを渡して料金を支払う際に必ず、手帳を提示して下さい。提示されなかった場合は割引されません）。割引後の通行料金は、カード会社からの請求時にご確認ください。

《対象》

（1）対象障害者

次の①又は②の方

- ①身体障害者手帳をお持ちの方で、ご本人で運転される場合、対象になります。
- ②身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方で、重度の障害（身体障害者手帳1種・愛の手帳1種）の方ご本人が同乗され、ご本人以外の方（介護者）が運転される場合、対象になります。

（2）自動車登録をする場合

次の①又は②の方が所有する個人名義の自動車対象になります。

- ①本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
 - ②介護者が運転する場合は、①の方に加えて、障害者ご本人を継続して日常的に介護している方
- ※登録できる車は障害者一人につき一台です。

（3）自動車登録をしないで割引利用する場合

知人の車、車検時の代車、レンタカーや介護タクシーなど事前登録されていない自動車でも、料金所で手帳を提示いただくなど一定の要件のもとで割引されます。詳しくは高速道路株式会社のホームページをご覧ください。下記問合せ先にご連絡ください。

※自動車の事前登録の有無にかかわらず、軽トラックや、営業や事業の手段として使用する車、車検証の「所有者の氏名又は名称」・「使用者の氏名又は名称」に法人名が記載されている車両等は対象になりません。

《申請（新規・変更・更新）》

次の①～⑥（自動車を登録しない場合は①、④）をご持参のうえ、障害者福祉課窓口で事前にご申請ください。

- ①身体障害者手帳又は愛の手帳（別冊含む）
- ②自動車検査証又は軽自動車届出済証 ※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も必要
- ③割賦契約書又はリース契約書（割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合）
- ④運転免許証又はマイナ免許証（障害者ご本人が運転される場合） ※変更、更新時は不要
※マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りのうえ、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショット又は印刷も可）を提示してください。
- ⑤E T Cカード（障害者本人名義のもの。但し本人が重度障害者で未成年の場合は、親権者又は法定後見人名義のもの） ※変更、更新時に前回申請から変更しない場合は不要
- ⑥E T C車載器セットアップ申込書・証明書等（E T C車載器の管理番号が確認できる書類）
※変更、更新時に前回申請から変更しない場合は不要

オンラインによるE T C利用（ノンストップ走行）の申請を希望される方は、次のHPをご確認ください。
<https://www.expressway-discount.jp>

※オンライン申請にはマイナンバーカードのご用意と、マイナポータルのご利用登録が必要です。

◆問合せ先 首都高速道路お客様センター（制度について）

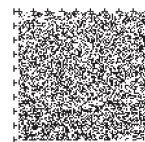
TEL（6667）5855 FAX（3249）5855（耳が不自由な方専用）

有料道路E T C割引登録係（E T C割引登録について）

TEL 045-477-1233 FAX 045-474-1110

◆申請先 障害者福祉課 相談係

TEL（5273）4518 FAX（3209）3441



10－16 駐車禁止規制の対象除外

《 制度内容 》

駐車禁止等除外標章の交付を受けた歩行困難な方等が現に使用中の車両について、法定駐車禁止場所を除く指定駐車禁止場所等の対象から除外されます（駐車できる場所など、詳しくは警察署へお問合せください）。

《 対象 》 次のいずれかに該当する方。（下線は P.144 の身体障害者障害程度等級表を参照）

①身体障害者手帳

視覚障害 1～3級、4級の1

聴覚障害 2、3級

平衡機能障害 3級

上肢機能障害 1級、2級の1、2級の2（両上肢に障害がある方）

下肢機能障害 1～4級

体幹機能障害 1～3級

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

（上肢機能）1、2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）

（移動機能）1～4級

心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能の障害 1級又は3級

免疫・肝臓機能障害 1～3級

※再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方

②愛の手帳 1～2度

③精神障害者保健福祉手帳 1級

④戦傷病者手帳（内容についてはお問合せください）

⑤小児慢性特定疾病医療受給者証（色素性乾皮症の支給認定を受けている方）

《 申請 》 ※東京都公安委員会発行の標章の申請

次の①～③を持って、都内警察署（交通課）で申請することができます。

①申請書（各警察署の交通課窓口のほか警視庁のホームページからダウンロードできます。）

②お持ちの手帳（色素性乾皮症の支給認定を受けている方は、小児慢性特定疾病医療受給者証）

③住民票の写し（発行日から3ヶ月以内のもの）

申請は、原則として本人が行ってください。ただし申請者が未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合は、申請代理人として申請することができます。代理人の要件や必要な書類は、下記へお問合せください。

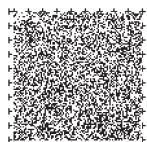
《 受付時間 》

午前8時30分から午後4時30分までの時間です。

土曜日・日曜日・休日・年末年始の12月29日から1月3日を除きます。

◆問合せ先

四谷警察署	新宿区左門町6-5 TEL（3357）0110
牛込警察署	新宿区南山伏町1-15 TEL（3269）0110
戸塚警察署	新宿区西早稻田3-30-13 TEL（3207）0110
新宿警察署	新宿区西新宿6-1-1 TEL（3346）0110



10-17 自動車改造費の助成

《 助成内容 》

手足の不自由な方が就労等に伴い使用する自動車を改造する場合、事前申請により改造費用を助成します。なお、所得制限があります。

《 対象 》

次の全てに該当する方

- ① 18歳以上で、身体障害者手帳の上肢、下肢、体幹機能障害のいずれかが1、2級の方
- ② 自ら運転する車を所有し、運転免許証に「アクセルブレーキは手動式に限る」等の記載がある方
- ③ 前年度の所得が特別障害者手当に係る所得制限基準額の範囲内の方

《 助成限度額 》

操向装置及び駆動装置等の改造費用を133,900円まで助成します。

《 申請 》

次の①～④を持って、障害者福祉課窓口で事前にご申請ください。

- ① 身体障害者手帳 ② 改造を行なう業者の見積書 ③ 運転免許証 ④ 印鑑

◆ 問合せ先 障害者福祉課 支援係

TEL (5273) 4583 FAX (3209) 3441

10-18 心身障害者自動車運転教習費助成

《 助成内容 》

心身障害者が第1種普通自動車免許を取得するときに、運転教習費を助成します。
なお、事前に申請が必要です。

《 対象 》

次の①～⑤の全てに該当する方。

- ① 身体障害者手帳1級～3級（内部機能障害は4級以上、下肢又は体幹機能障害は5級以上で歩行困難な方）、又は愛の手帳1度～4度の方
- ② 引き続き3ヶ月以上区内に住所がある方
- ③ 前年の住民税所得割額が365,000円以下の方
- ④ 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない方
- ⑤ この助成を受けたことがない方

《 助成限度額 》

本人の所得に応じて 164,800円
144,200円
123,600円
自動車免許の限定解除 20,600円

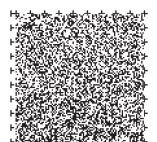
《 申請 》

次の①～③を持って、障害者福祉課窓口で事前にご申請ください。

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳 ② マイナンバー（個人番号）のわかる書類
- ③ 身体適格審査書（運転適性相談を受けたことがわかる書類等。ただし、内部機能障害者の方及び愛の手帳をお持ちで合併症のない方は不要。詳しくは、運転免許試験場へお問合せください。）

◆ 問合せ先 障害者福祉課 経理係

TEL (5273) 4520 FAX (3209) 3441



10 - 19 遠距離施設訪問家族交通費助成

《 助成内容 》

遠隔地の障害者支援施設等に入所する心身障害児を訪問する場合の交通費の一部を補助します。
なお、事前に申請が必要です。

《 対象 》

次の全てに該当する方

- ① 新宿区の区域内に住所を有する家族
- ② 障害者支援施設等（グループホームを含む）は、新宿区を起点に片道100キロメートル以上の地域に所在している
- ③ 助成対象者の属する世帯の生計中心者の前年の所得（1月から6月までの間に助成を受けようとする場合は、前々年の所得）の額が、7,450,000円を超えない方

《助成限度額等》

助成額は、最も経済的な通常の経路及び方法で、施設訪問に要する鉄道賃・船賃・航空賃・車賃の合算額

- ① 片道100キロ以上300キロ未満の施設等 限度額10,000円
- ② 片道300キロ以上の施設等 限度額25,000円
- ③ 助成回数 施設入所者1人につき年度間2回まで
（ただし、同一の施設に家族を同じくする複数の入所者がいる場合は、当該施設につき年度間2回）

《申請》

次の①～④を持って、障害者福祉課窓口で事前（1週間前まで）にご申請ください。

- ①身体障害者手帳 ②通帳 ③印鑑 ④入所施設名のわかるもの

◆問合せ先 障害者福祉課 支援係

TEL（5273）4583 FAX（3209）3441

